

「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 告示案に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行1柱告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第 247 条第 1 項第 2 号	<p>第 247 条第 1 項第 2 号の改正規定において、「適切な弁護士等」から除こうとする「社内弁護士」について、他の法令には「社内弁護士」の語は見えないが、本改正案において具体的に定義する必要があるのではないかと。</p> <p>また、「社内弁護士」を「適切な弁護士等」から除こうとする趣旨は何か。</p>	<p>一部の要件について、金融機関内の弁護士による対応も許容されるところ、規定上は金融機関内の弁護士が認められない形となっておりました。ご指摘を踏まえて、金融機関内の弁護士による対応が可能な要件については、適切に条文を修正しました。</p> <p>なお、社内弁護士については一般的な呼称として、特段の定義は不要であると考えますが、より一般的な用語として企業内弁護士という単語に改めました。</p>
2	第 267 条の 3	<p>新設される第 267 条の 3 において「ABCP その他これに類するもの（ABCP 等）」、「ABCP プログラムその他これに類するもの（ABCP プログラム等）」といった規定があるが、国際合意上の短期 STC に関連する記述では「ABCP」や「ABCP programme」、「ABCP conduit」のように、ABCP のみに着目した記載となっているものと理解している。</p> <p>また、現行の告示において ABCP 向けの規定として内部評価方式があり、こちらでは国際合意上の対象が「ABCP」とされているところ、本邦告示においても対象は ABCP に限定されている。</p> <p>「その他これに類するもの」といった記載の有無という観点で、国際合意上では ABCP を対象にした枠組みで共通しているはずなのだが、告示上では内部評価方式と短期 STC との間の平仄が取れていない状況になっている。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、第 267 条の 3 の関連条文を修正しました。具体的には、既存の証券化エクスポージャーとの平仄を踏まえて、「ABCP」、「ABCP プログラム」、「ABCP 証券化目的導管体」としております。</p>

		<p>以上のような国際合意や告示内での不整合以外にも、「その他これに類するもの」といった記載が加わることで、STC か短期 STC のいずれのルールで軽減リスク・ウェイトの適用を検討すべきかが曖昧な状況となってしまう、混乱を招きかねないと考える。</p> <p>従って、短期 STC についても、国際合意どおり ABCP・ABCP プログラム、ABCP 証券化目的導管体といった規定が適切であると考えため、告示の修正を検討頂きたい。</p>	
3	第 267 条の 2 第 3 項	<p>現行の第 267 条の 2 第 3 項の規定においては、適格 STC 証券化エクスポージャーの対象外として、「ABCP プログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け」が明示されているところ、新告示ではこの記述が消えている。</p> <p>ABCP プログラムにおける証券化目的導管体に対する信用補完・流動性補完同様に短期 STC の枠組みで扱うべきという趣旨であれば、本件についても明記頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、現行告示第 267 条の 2 第 3 項に規定される「ABCP プログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け」が、「適格 STC 証券化エクスポージャー」の対象外となり、「適格短期 STC 証券化エクスポージャー」の対象となることが明確化されるよう、第 267 条の 3 第 2 項第 1 号の条文を修正しました。</p>
4	第 267 条の 2 第 3 項第 5 号 口 第 267 条の 3 第 3 項第 4 号イ(2)	<p>原則として「証券化取引実行」の「45 日前」以降に「信用情報機関」に一定の情報が登録されていないことについての確認を求める要件の実質面について</p> <p>本告示文言に係る現行の「金融庁 Q&A」に「ただし、オリジネーター及び債務者間の契約において個人情報の利用目的が制限されている等の理由により」とある個所につき、「適格短期 STC」の「金融庁 Q&A」作成の際には「契約等により個人情報の利用が制限されている等の理由により」等と改めていただきたい。</p> <p>オリジネーターが与信審査時等に加え、証券化取引実行の直前（45 日以内前）に改めて「信用情報機関」に対し信用情報の照会ができない事例は、オリ</p>	<p>「信用情報機関」については、「公的な信用情報機関」と条文を修正いたしました。本邦の信用情報機関が民間団体に限られていることも踏まえ、具体的な取扱いについて Q&A で明確化しておりますのでご確認ください。具体的には、民間団体であること等から生じる情報アクセスの制限も踏まえて、信用情報機関への照会が可能な場合に限り照会が行われることを、STC 充足の要件としております。</p>

ジネーターと債務者間の契約（約款の形式のものを含む）において明示的に債務者の許諾を得ていない事例に限られず、「信用情報機関」の利用規約や方針に起因する場合もある。当協会法人会員の1社は、個人向け債権を証券化するに先立ち、加盟する「信用情報機関」に対して、証券化することを理由として債務者の信用情報の照会が可能かと問い合わせたところ、利用規約上明示されている利用目的に必ずしも合致しないことを理由に難色を示されたことを経験している。

従って、「適格短期 STC」に関する「金融庁 Q&A」の作成に際しましては（現行の「適格 STC」の「金融庁 Q&A」記載の）「ただし、オリジネーター及び債務者間の契約において個人情報の利用目的が制限されている等の理由により」ではなく、「契約等により個人情報の利用が制限されている等の理由により」等と定めるとともに、現行の「適格 STC」に関する「金融庁 Q&A」も同様に変更していただきたい。

【補足説明】

オートローンを含むクレジット債権等の小口の主に個人向け債権の証券化にあたっては、日本ではカットオフ時点で延滞が生じていないことを適格要件として合意し、オリジネーターが表明保証する慣行が定着している。証券化するからといって、改めて（証券化対象資産の候補となる債権に係る）全債務者の信用情報の照会を行うことはしていない。そもそも本項目の趣旨は多数分散型の正常債権を対象とした証券化において、不良債権が混入しないことを意図しているものと推測するが、当協議会関係者中、複数の証券化実務者は「カットオフ時点で延滞が生じていない」ことを要求することで十分に不良債権の排除がなされていると考えているようである。延滞（支払いの遅延）が生じていない時点でネガティブな信用情報（たとえば、「破産」など）が「信用情報機関」に報告されているケースは皆無ではないかもしれないが、通常は、まずは延滞（未払い）が発生し、数か月のタイムラグを伴って破産や他社

長期延滞などのネガティブ情報が発生するからである。また、日本では、官報の紙上に破産者の氏名と住所が掲載される公告による公示制度が運用されており、官報の公告は「信用情報機関」に限らず、クレジット会社等の個人に対して信用供与する企業の多くが独自に債権管理目的に利用している現実もある。

【「信用情報機関」ということばについて】

ここで用いられている「信用情報機関」ということばについて、日本を例に挙げると、日本国内で営業する全国銀行個人信用情報センター（KSC）、株式会社シー・アイ・シー（CIC）、日本信用情報機構（JICC）の3社を、米国で営業するExperian、Equifax、Trans Unionの3社（いずれも英語では“consumer credit bureau/bureaux/bureaus”と呼ばれる業態の事業者）を連想するため、当協議会の法人会員を含め、そのように解釈しているものと理解している。

この「信用情報機関」に対応するバーゼル銀行監督委員会のテキスト上の表記は“public credit registry”（「公的信用情報登録機関」）（CRE 40.75 および CRE 40.110）となっている。

果たして、この“public credit registry”がKSC、CIC、JICCなどの企業や機関を意味することばとして使われているのか疑問に思っている。日本語で「信用情報機関」、英語で“consumer credit bureau/bureaux/bureaus”と呼ばれる機関は民間企業・民間団体であり、「公的」（public）な性格は有していないようにも思えるからである。

世界銀行（IBRD and IDA）のウェブサイトでは、“credit registry”と“credit bureaus”は別物であるとの解説が掲載されている。

World Bank -- Credit registry-Definition and comparison to credit bureaus

<https://www.worldbank.org/en/publication/gfdr/gfdr-2016/background/credit-registry/>

	<p>ここでは、“One of the main differences in comparison with credit bureaus—the other main type of credit reporting institution—is that credit registries tend to be public entities. They are usually managed by central banks or bank supervision agencies. In contrast, credit bureaus tend to be privately owned and privately operated companies” といった解説がなされている。</p> <p>こうした解説を踏まえると、米国の民間営利企業で一般的に “consumer credit bureau” と呼ばれる Experian、Equifax、Trans Union の3社は “credit registry” には該当しないとも考えられる。また、そうした解釈を採用すると、日本には “public credit registry” は存在しないように思える。</p> <p>中国には、「征信中心」（中国人民銀行征信中心、Credit Reference Center, The People’s Bank of China, CRC）と呼ばれる “credit registry” があり、銀行等が個人に信用供与する際に利用されているようである。インドにはインドの中央銀行である Reserve Bank of India が運営する “Public Credit Registry” という名称の公的信用情報登録機関が存在するようである。</p> <p>世界銀行は “credit registry” に関する調査を実施しているが、最新の調査結果（主に 2019 年時点）では、中国における “credit registry” のカバレッジ率は 100.0% となっている一方で、日本のカバレッジ率は 0.0% となっており、日本には “credit registry” が存在しないことを示唆しているようにも思える。以下に世界銀行による調査結果が掲載されているサイトの URL を示す。</p> <p>Public credit registry coverage (% of adults), World Bank, Doing Business project (doingbusiness.org). NOTE: Doing Business has been discontinued as of 9/16/2021.</p> <p>https://data.worldbank.org/indicator/IC.CRD.PUBL.ZS?name_desc=false</p>	
--	--	--

5	第 267 条の 3 第 3 項第 1 号 イ	<p>該当箇所： ABCP 等の裏付資産と同質であること。</p> <p>意見： ABCP プログラム全体での同質性を求めるものではなく、取引レベルでの同質性を求めるべきものであり、記載内容の修正を検討いただきたい。</p> <p>理由等： <ul style="list-style-type: none"> ・国際合意文書では、「The assets underlying a transaction in a conduit should be credit claims or receivables that are homogeneous, in terms of asset type.」とあり、ABCP 内の取引レベルでの同質性確認を求めている。一方で、告示案では、ABCP 自体（全体）での同質性を求めるように読める記載になっている。 ・また、国際合意文書では、ABCP プログラム内で様々な裏付資産を含むことが想定されていると言える（下記「参考」参照）。 <p>（参考）BCBS 国際合意文書「Criteria for identifying short-term “simple, transparent and comparable” securitisations」（2018 年 5 月公表）</p> <p>6. Cap on maturity transformation Multi-seller conduits can finance short-term trade receivables along with other longer-term assets. Some of these longer-term assets are meant for term securitisation during their ramp-up period (a practice called “warehousing”).</p> </p>	ご指摘を踏まえて、第 267 条の 3 第 3 項第 1 号イの条文を修正しました。
6	第 267 条の 3 第 3 項第 1 号 ロ	<p>該当箇所： 証券化エクスポージャーでないこと。ただし、最優先証券化エクスポージャーであって信託受益権である場合は、この限りでない。</p> <p>意見：</p>	ご指摘を踏まえて、第 267 条の 3 第 3 項第 1 号ロの条文を修正しました。

		<p>ただし書きは、「最優先証券化エクスポージャーである場合は、この限りでない」というように、信託受益権に限定しない表現に修正いただきたい。</p> <p>理由等： ABC P を通じて証券化の最優先トランシェに資金供給をする場合の形態は、必ずしも信託受益権とは限らず、シニアローン等のケースもあるため。</p>	
7	第 267 条の 3 第 3 項第 4 号	<p>該当箇所： 次に掲げる事項について、・・・債権の売却の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。</p> <p>意見： 「次に掲げる事項について、・・・債権の売却実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること」といった、(長期)適格 STC と同様の要件を付す条文は変更・削除していただきたい。</p> <p>理由等 ・本要件について、Basel Framework CRE40.111 において該当する記載はあるものの、2018 年 5 月公表の短期 STC に係る国際合意文書にはなく、本要件が追加になった意図は不明であるが、ABC P 等の実務を踏まえて変更・削除を要望する。 ・短期 STC は「売掛債権」を主に想定しているものと理解しているが、債権期間が短いもので 15 日程度の債権について、告示案における期間で信用調査を実施するのは実務上不可能。また、売掛債権は企業間の取引に起因しており、債務者たる企業がリテール債務者のような信用情報を有さないケースが一般的。外部格付を有する場合も、外部格付は売掛債権の信用力の指標ではなく、債務者が資本市場等で資金調達を行う場合に用いるものであり、売掛債権に係る信用リスクの管理には適さない。 ・こうしたことから、通常は債権譲渡の時点で延滞・デフォルトしていな</p>	<p>ご指摘を踏まえて、第 267 条の 3 第 3 項第 4 号の条文を修正しました。</p>

		いことで兆候を管理し、またリスク管理の観点では、信用力の低いオブリガ一向けの債権はポートフォリオに占める割合をコントロールする集中上限の仕組等に対応することが多い。	
8	第 267 条の 3 第 3 項第 5 号	<p>該当箇所：</p> <p>当該債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させない当該セラーの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。また、当該審査基準に重要な変更があったときは、変更の時期及び目的が当該セラーからスポンサーに開示されるものであること。</p> <p>意見：</p> <p>「原則として、当該債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させない当該セラーの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。また、当該審査基準に重要な変更があったときは、原則として、変更の時期及び目的が当該セラーからスポンサーに開示されるものであること。」のように「原則として」との取扱いにしていきたい。告示への反映が難しい場合は、Q&A にてこうした旨を明記していきたい。</p> <p>理由等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の売掛債権では、法域やオリジネーター毎に債権のパフォーマンスが著しく異なるため、審査基準について詳細なデューデリジェンス（DD）を行うのが一般的。 ・一方で、本邦では、企業間の支払パフォーマンスが他法域対比で極めて良好であることもあり、実務上、売掛債権の審査基準による詳細な DD と導入後のモニタリングに代えて、表明保証等で「延滞・デフォルトがないこと」を確認し、万一延滞債権が発生しても、月次の資金決済日にセラーが買い戻す契約も多い（結果、証券化プールには延滞債権が存在しない状態を常に担保）。 	本邦における売掛債権債権流動化の実務を踏まえた第 267 条の 3 第 3 項第 5 号の要件の充足の具体的な考え方については、Q&A で明確化しました。

9	第 267 条の 3 第 4 項	<p>該当箇所：</p> <p>ABCP 等証券化目的導管体の適格要件</p> <p>意見：</p> <p>信用補完／流動性補完を担うスポンサーとして ABCP プログラムに関わる銀行が短期 STC 要件を確認する際は、取引レベルでの要件充足のみを確認すれば十分とし、導管体レベルの要件充足確認は不要としていただきたい。</p> <p>理由等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用補完／流動性補完を担うスポンサーとして ABCP プログラムに銀行が関わる場合において、証券化エクスポージャーの審査や、STC の判定は、導管体全体に対して行うのではなく、取引に対して行う。一つの ABCP プログラムには、短期 STC の要件を充足する証券化エクスポージャー、短期 STC の要件を充足しない証券化エクスポージャー、購入債権エクスポージャー等が混在するケースがあり、この場合、スポンサーとしての銀行が ABCP プログラムに対する短期 STC 要件の充足判定を行う場合は、取引単位で行うものと考えられる。 ・導管体レベルの要件は、ABCP 投資家が ABCP（導管体全体）を STC 判定する際に必要な情報であり、スポンサーとして自己が保有する取引レベルに対する STC 判定に際しては不要な情報・表明保証と考えられる。上述の通り、証券化エクスポージャーと購入債権エクスポージャーが混在する ABCP プログラムもあり、取引レベルで短期 STC を充足するケースはあっても、導管体レベル（導管体全体）で短期 STC 要件を充足することは実務上不可能なケースがある。実務に照らすと、これら要件を必須とした場合、こうした ABCP スポンサー案件において、適格短期 STC 要件を充足する案件は存在しなくなるおそれがある。 	<p>ABCP 証券化目的導管体に対するエクスポージャーを「適格短期 STC 証券化エクスポージャー」として取り扱うためには、トランザクションの適格要件（第 267 条の 3 第 3 項）及び ABCP 証券化目的導管体の適格要件（第 267 条の 3 第 4 項）の両方の充足が求められます。</p> <p>もっとも、ABCP プログラムの信用補完/流動性補完については、ABCP プログラムの裏付資産に対する信用補完/流動性補完を提供しているものと見做すことも可能です。例えば、フルサポートの信用補完/流動性補完を提供している場合には、全ての ABCP プログラムの裏付資産となる債権に信用補完/流動性補完を提供していることと同じであるため、トランザクションの適格要件の充足をもって、当該信用補完/流動性補完に対して「適格短期 STC 証券化エクスポージャー」を認定しても差支えありません。フルサポートでなかったとしても、信用補完/流動性補完を提供する債権が明確である場合においても、ここの信用補完/流動性補完についてトランザクションの適格要件の充足により、「適格短期 STC 証券化エクスポージャー」としての取扱いが可能です。</p>
---	---------------------	---	--

10	第 267 条の 3 第 4 項第 17 号イ、ロ	<p>該当箇所：</p> <p>イ ABCP 等証券化目的導管体が保有する ABCP 等の個々の裏付資産の残存期間を当該裏付資産の残高で加重平均して算出した期間</p> <p>ロ イに掲げる期間（略）</p> <p>意見：</p> <p>残存期間についての考え方を教えていただきたい。例えば、当初 3 年超であった裏付資産の WAL（加重平均残存期間）が、時間経過とともに短期化し 3 年以内となった場合、どのように取り扱う必要があるか。「原資産が原資産プールに含められる時点での残存期間」等、当初判定した要件での運用が継続するという理解で問題ないか。</p> <p>理由等：</p> <p>時間経過とともに適格 STC 証券化エクスポージャー（第 267 条の 2）から適格短期 STC 証券化エクスポージャーへの判定と変更になる場合、実務上確認負荷が大きいほか、短期 STC の要件が非充足であると判定されると、商品性が不変にも関わらず残存期間が短期化した結果としてリスク・ウェイトが上昇することになるため。</p>	<p>「適格 STC 証券化エクスポージャー」もしくは「適格短期 STC 証券化エクスポージャー」のいずれの枠組みで軽減リスク・ウェイトを判定すべきかについては、証券化エクスポージャーの性質に基づき判断されることとなります。従って、裏付資産のマチュリティによって、いずれの枠組みで判断すべきかが変動するものではありません。</p>
11	第 267 条の 3 第 4 項第 22 号	<p>該当箇所：</p> <p>当該債権がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、セラー又はスポンサーが ABCP 等の最劣後のトランシェを保有し、当該最劣後のトランシェの合計額が当該 ABCP 等の裏付資産となる債権の総額の 10%以上である場合にあっては 3%以下</p> <p>意見：</p> <p>一般的に、ABCP 自体に優先劣後構造は存在せず、「ABCP 等の最劣後」は存在し得ないため、「ABCP 等のなかの取引の最劣後」等の記載に修正していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、第 267 条の 3 第 4 項第 22 号の条文を修正しました。</p>

		<p>理由等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行が信用／流動性補完提供者たるスポンサーとして ABCP プログラムに関わる場合において、スポンサーは導管体に対して流動性補完を行う立場であり、セラーは導管体に対して取引を行う立場となる。したがって、取引とセラー、導管体とスポンサーという組み合わせはあるが、取引とスポンサー、導管体とセラーといった組み合わせはないと考えられる。 ・上記の点を踏まえた場合、「ABCP 等の最劣後」があり得ないのは意見の通りであるが、「取引の最劣後」の保有（いわゆる「リスクリテンション」）を考えた場合、「セラー」は最劣後を保有し得るが、「スポンサー」が最劣後を保有することは起こり得ないと考えられる。 ・なお、リスクリテンション規制の考え方に照らしても、取引ではなく導管体レベルで、スポンサー等が劣後を保有するようなことはないと考えられる。 	
12		<p>該当箇所：全般</p> <p>意見：</p> <p>平成 31 年（2019 年）3 月 15 日付で金融庁ウェブサイトにおいて公表された、適格 STC 証券化に関する告示改正に係るパブリックコメントへの回答において、下記の通り「自金融機関が投資家ではなく ABCP プログラムのスポンサーとして流動性・信用補完を導管体に対して行う場合は、今般定める STC 要件の対象とすることが可能」とされている。一方で、今回の改正案では、ABCP プログラムのスポンサーとして流動性・信用補完を導管体に対して行う場合は、適格 STC 証券化エクスポージャーではなく、適格短期 STC 証券化エクスポージャーに該当すると思われるが、過去のパブコメ結果の回答内容から方針を変更された経緯と理由を伺いたい。</p>	<p>2019 年 3 月 15 日当時は、「適格短期 STC 証券化エクスポージャー」の枠組みが導入されておりませんでした。今回新設した「適格短期 STC 証券化エクスポージャー」の枠組みを導入することを踏まえて、より国際合意の趣旨に適った対応を求めるとします。</p> <p>なお、これまで公表してきた解釈に基づく対応が実施されてきたことを踏まえ、従前の取扱いが施行日から 1 年間は継続できる経過措置を導入しております。</p>

	<p>平成 31 年 3 月 15 日付 自己資本比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示等の一部改正等とパブリックコメントの結果公表について No. 58 第 267 条の 2 第 3 項 適格 STC 証券化エクスポージャーの定義の確認・資産譲渡型証券化取引における ABCP について以下の通り確認したい。</p> <p>（１）資産譲渡型証券化取引として、ABL や ABL に関わる SPC 等への貸付等についても、対象外という認識でよいか。</p> <p>（２）ABCP であれば、期間に関わらず（短期 1 年以内でなくとも）一律対象外という認識でよいか。</p> <p>⇒（金融庁の考え方）</p> <p>（１）左記コメントにおける取引主体が明確ではありませんが、例えば自金融機関が投資家ではなく ABCP プログラムのスポンサーとして流動性・信用補完を導管体に対して行う場合は、今般定める STC 要件の対象とすることが可能と考えられます。</p> <p>（２）基本的に、ABCP は満期にかかわらず今般定める STC 要件の対象外となります。</p>	
--	--	--